## 令和 5 年度 随意契約 案件一覧

## 【随意契約の一覧】

	件名	発注所属	契約の相手方を選定した理由	業者名	契約金額(稅込)	契約日          契約方法
1		上下水道局事業部 浄水課	本工事は(株)日立製作所が設計・製作した特殊機械であるNo.1表洗ポンプを整備するものである。品質管理基準および技術情報は製品メーカー独自のものであり、製品メーカー以外の者に施工させた場合、整備後の性能保証を得ることができず、また、当該機器及び既設設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがあるため、本機器の製品メーカーであり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることができる唯一の業者である(株)日立製作所と業務移管契約を締結している右記業者と随意契約するもの。	所在地 長崎市神ノ島町1丁目331番92 会社名 株式会社九州日立長崎支社 代表者 支社長 一山 貴史	17,600,000	令和5年5月18日 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
	小ヶ倉浄水場中央監 視制御設備改良工 事		本工事は、小ヶ倉浄水場中央監視制御設備における監視装置の更新及びその他設備の機能増設を行うものである。中央監視制御設備は、横河電機(株)が小ヶ倉浄水場用に設計・製造した設備である。本設備は既設設備と密接不可分の関係であり、同一製造業者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるため、本設備の製造業者である横河電機(株)の保守サービス会社である横河ソリューションサービス(株)の代理店であり、施工時及び・施工後についても一元化した責任体制をとることができる業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 長崎市稲佐町3番3号 会社名 株式会社 システック井上	56,650,000	令和5年5月25日 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
3	市道上田町相生町2 号線(グラバースカイ ロード)補修工事	土木部土木建設課	当該機器は受注製作品で、製造メーカーのみが保有する特殊技術や ノウハウにより製造されており、製造メーカーのみが供給できる特殊部 品の調達が必須であり、改修部分と既存部分は施工時に一体的調整 の必要があることから、密接不可分の関係にあるため、製造及び施工 業者以外の者に施工させた場合、その使用に著しい支障が生ずる恐 れがあるが、製造及び施工業者である三菱電機(㈱から改修工事に関 する業務を右記業者に移管しているため、施工時及び施工後につい ても一元化した責任体制をとることが出来る唯一の業者である右記業 者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区住吉1丁目2番25号 会社名 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 西日本 支社 代表者 役員理事支社長 徳永 俊太郎	18,150,000	令和5年6月2日 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
4	長崎市民会館昇降 機改修工事		本工事は、既設エレベーターに安全装置の付加を行う工事であり、改修部分と既存部分は密接不可分の関係にあり、製造及び施工業者以外の者に施工させた場合、その使用に著しい支障が生ずるおそれがあるが、製造及び施工業者である三菱電機(株から改修工事に関する業務を右記業者に移管しているため、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区住吉1丁目2番25号 会社名 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 西日本 支社 代表者 役員理事支社長 徳永 俊太郎	27,500,000	令和5年6月16日 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	東部下水処理場 No.2主ポンプ整備エ 事	上下水道局事業部 下水道施設課	本工事は、東部下水処理場におけるNo.2主ポンプの整備を行うものである。No.2主ポンプは、(株)日立インダストリアルプロダクツが東部下水処理場用に設計・製造した機械であり、同一製造業者以外の者に施工させた場合、整備後の性能保証を得ることができず、また、当該機器の運転及び当該施設の運営に著しい支障が生じる恐れがあるため、本設備の製造業者である(株)日立インダストリアルプロダクツから下水道事業における整備工事等に関する業務を右記業者に移管しているため、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 長崎市神ノ島町1丁目331番92 会社名 株式会社九州日立長崎支社 代表者 支社長 一山 貴史	18,590,000	令和5年6月21日 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
6	蚊焼町マンホールポ ンプNo.2ポンプ整備 エ事	上下水道局事業部 下水道施設課	本工事は、蚊焼町マンホール内に設置されているNo.2ポンプの整備を行うものである。整備工事の対象であるポンプは新明和工業株式会社が設計・製作した特殊機械で、その品質管理基準および技術情報は製品メーカー独自のものであり、製品メーカー以外の者に施工させた場合、整備後の性能保証を得ることができず、また、当該機器並びにマンホールポンプの運転・運用に著しい支障が生じる恐れがあるため、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区豊1丁目9番43号 会社名 新明和工業(株)流体事業部営業本部九州支店 代表者名 支店長 西村 聡	6,600,000	令和5年6月27日 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

7	中尾取水ポンプ場インバータほか更新工事	上下水道局事業部 浄水課	本工事は、中尾取水ポンプ場の取水ポンプを流量制御運転するために設置されているインバータ・コンバータ及びノイズフィルタを更新するものである。 上記機器は、取水ポンプを流量制御運転するために必要不可欠であり、既設取水ポンプ盤と密接不可分の関係であるため、同一製造業者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるため、本機器の製造業者であり、施工時及び・施工後についても一元化した責任体制をとることができる唯一の業者である三菱電機(株)と業務移管契約を締結している右記業者と随意契約するもの。	会社名 三菱電機プラントエンジニアリング(株)九州本部	15,697,000	令和5年6月28日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
8	手熊浄水場中央監 視制御設備ほか改 良工事	上下水道局事業部 浄水課	本工事は、手熊浄水場の中央監視制御設備を構成するコントローラ装置及び遠方監視装置等を更新するものである。中央監視制御設備及び遠方監視装置は手熊浄水場用に設計・製造した設備であり、本設備は手熊浄水場の運用に必要不可欠で、既設設備と密接不可分の関係であり、同一設計業者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるため、本設備のシステム設計及び保守点検業者であり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県北九州市小倉北区浅野3丁目8番1号 会社名 アズビル株式会社 アドバンスオートメーションカ ンパニー九州支社 代表者 支社長 福原 正晃	85,800,000	令和5年6月28日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
9	琴海南部浄化センター汚泥脱水機整備工事	上下水道局事業部 下水道施設課	本工事は、琴海南部浄化センターに設置されている汚泥脱水機の整備を行うものである。汚泥脱水機は右記業者が設計・製作した特殊機械で、その品質管理基準及び技術情報は製品メーカー独自のものであり製品メーカー以外の者に施工させた場合、整備後の性能保証を得ることができず、また、当該機器の運転並びに処理場の運営に著しい支障が生じる恐れがあるため、右記業者と随意契約するもの。	所在地 神奈川県横浜市港北区新羽町1926 会社名 アムコン株式会社 代表者 代表取締役 佐々木 昌一	6,721,000	令和5年7月14日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
10	西部下水処理場B系 初沈汚泥ドラムスク リーン整備工事	上下水道局事業部 下水道施設課	本工事は、西部下水処理場に設置されているB系初沈汚泥ドラムスクリーンの整備を行うものである。整備工事の対象であるドラムスクリーンは(株)サノヤス・エンテック(旧:山田工業(株))が設計・製作した特殊機械で、その品質管理基準および技術情報は製品メーカー独自のものであり、製品メーカー以外の者に施工させた場合、整備後の性能保証を得ることができず、また、当該機器の運転並びに処理場の運営に著しい支障が生じる恐れがある。以上の理由から、右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区東光2丁目22番35号 会社名 サノヤス・エンテック(株)福岡支店 代表者 支店長 徳永 末徳	20,350,000	令和5年7月20日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
11	もみじ谷葬斎場電気 集塵装置(11号、小 型炉)改修工事	建築部設備課		所在地 東京都中央区日本橋本町3丁目2番13号 会社名 高砂炉材工業(株) 代表者 代表取締役 高橋 一彰	56,650,000	令和5年7月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

12	チトセピアホール照 明操作卓更新工事	建築部設備課	当設備は製造メーカーである(株)松村電機製作所の独自技術により製作・施工された調光設備である。製造メーカーが持つ専門技術により設計・製作された複雑な構造を有する当設備の整備は、設備の性能、使用条件及び設置状況と密接不可分の関係にあり、整備業者には機器の構造・機能及び現場に精通した専門的知識が必要となる。今回は舞台照明設備全体のうちー部機器の入れ替えのため、既存設備との整合性及び調整が重要となる。また、既設機器の一部改造・設定も行うため、専門的な知識と技術が必要になる。仮に専門知識のない業者に施工させた場合、機器の構造・機能等の理解不足による施工不具合から設備の使用に著しく支障が生じる恐れがあり、その場合原因を特定するために長期間を要することにもなる。以上の理由により、当設備の製造メーカーかつ保守業者でもあり、実績と経験を有し、施工時および施工後の対応についても一貫した対応をとることができる唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	16,060,000	令和5年8月21日 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
13	木鉢アパート昇降機 改修工事	建築部設備課	本工事は、既設エレベータのかご室、乗場扉・三方枠、レール等を流 用し巻上機、制御盤、操作盤、表示器具、着床装置等の制御機器の 更新を行う工事である。改修部分と既存部分は密接不可分の関係に あり、製造及び施工業者以外の者に施工させた場合、その使用に著し い支障が生ずるおそれがあるが、製造及び施工業者である三菱電機 (株から改修工事に関する業務を上記業者に移管しているため、施工 時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る唯一 の業者である右記業者と随意契約するもの。	23,012,000	令和5年8月23日 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
14	長崎ブリックホール 熱源リモートユニット ほか取替工事		当設備は製造メーカーであるアズビル株式会社の独自技術により製作・施工された空調制御設備である。製造メーカーが持つ専門技術により設計・製作された複雑な構造を有する当設備の整備は、設備の性能、使用条件および設置状況と密接不可分の関係にあり、整備業者には機器の構造・機能及び現場に精通した専門的知識が必要となる。今回は空調制御設備全体のうちー部機器の入れ替えのため、既存設備との整合性及び調整が重要となる。また、既設機器の一部改造・設定も行うため、専門的な知識と技術が必要になる。仮に専門知識のない業者に施工させた場合、機器の構造・機能等の理解不足による施工不具合から設備の使用に著しく支障が生じる恐れがあり、その場合原因を特定するために長期間を要することにもなる。以上の理由により、当設備の製造メーカーかつ保守業者でもあり、実績と経験を有し、施工時および施工後の対応についても一貫した対応をとることができる唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	7,700,000	令和5年9月7日 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
15	手熊浄水場機械脱 水機整備工事	上下水道局事業部 浄水課	本工事は、脱水機の重要な部品の1つであるろ布、ダイアフラム等の部品を取り替える整備工事を行うものである。整備部品は既設の設備と密接不可分の関係にあり同一施工者以外の者に施工させた場合、既設設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある。整備対象である機械脱水機は、(株)石垣により設計・製造されたものであり、(株)石垣の製品のアフターメンテナンスについては(株)石垣から石垣メンテナンスについては(株)に移管されているが、長崎地区のアフターメンテナンスについては石垣メンテナンス(株)から右記業者に譲渡されているため、右記業者と随意契約するもの。	23,650,000	令和5年9月14日 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

16	長崎ブリックホール 大ホール吊物バトン 駆動部更新工事(5)	建築部設備課	ブリックホール大ホールの舞台装置は演出効果を高めるための反射板(音響)、ライトブリッジ(照明)、バトン等の吊物で構成されている。これらの設備は、すべて制御盤で位置等が管理され、遠隔操作によって各吊物が動作する仕組みとなっており、出演者の頭上及び観客の近くで可動することから、その制御については高い精度及び安全性が要求される。本工事はこれら吊物・床機構の駆動装置の基幹となる駆動マシンのほか、ワイヤロープ、滑車、制御盤等を改修するもので、改修後の当該設備は既存の舞台機構システムへ組み込み、一体的に稼働するため、今年度更新対象であるオペラカーテンの操作性やインターロック(安全装置)の調整、確認を行う必要があることから、既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがあるため、本舞台機構システムの製造及び設置業者であり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	121,000,000	令和5年9月15日 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
17	東工場ごみ焼却設備及び付帯設備整備工事	環境部東工場	本工事は、ボイラー、焼却炉の耐火物及び剪断破砕機の整備を行うものである。東工場は施設全体が一体としてごみ焼却を行う施設であり、多くの設備を有しているが、本工事の対象は、既設の東工場の設備のうち、燃焼ガス冷却設備、余熱利用設備、焼却設備及び受入供給設備の一部であり、これらを含む設備全体が密接不可分の関係にあり、メーカー以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある。また、東工場は、施設全体を三菱重工業㈱が設計・施工した特殊施設であり、その品質管理基準及び技術情報はメーカー独自のものであるが、三菱重工㈱の廃棄物処理装置事業については、三菱重工環境エンジニアリング㈱に承継され、その後も分割・合併を経て、三菱重工環境・化学エンジニアリング㈱と商号を変更したことから、右記業者と随意契約するもの。	149,050,000	令和5年9月27日 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
18	長崎市民会館文化 ホール舞台照明設 備改修工事	建築部設備課	当設備は製造メーカーである丸茂電機(株)の独自技術により製作・施工されたものである。製造メーカーが持つ専門技術により設計・製作された複雑な構造を有する当設備の整備は、設備の性能、使用条件および設置状況と密接不可分の関係にあり、整備業者には機器の構造・機能及び現場に精通した専門的知識が必要となり、舞台照明設備全体のうちー部機器の入れ替えのため、仮に専門知識のない業者に施工させた場合、機器の構造・機能等の理解不足による施工不具合から設備の使用に著しく支障が生じる恐れがあり、その場合原因を特定するために長期間を要することにもなるため、当設備の製造メーカーかつ保守業者でもあり、実績と経験を有し、施工時および施工後の対応についても一貫した対応をとることができる右記業者と随意契約を行うもの。	84,370,000	令和5年9月29日 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
19	小江原第3アパート 4号棟昇降機改修工 事	建築部設備課	本工事は、既設エレベータのかご室、乗場扉・三方枠、レール等を流 用し巻上機、制御盤、操作盤、表示器具、着床装置等の制御機器の 更新を行う工事である。改修部分と既存部分は密接不可分の関係に あり、製造及び施工業者以外の者に施工させた場合、その使用に著し い支障が生ずるおそれがあるが、製造及び施工業者である三菱電機 (株)から改修工事に関する業務を右記業者に移管しているため、施工 時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る唯一 の業者である右記業者と随意契約するもの。	24,656,500	令和5年10月12日 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	日見大曲アパート4 号棟昇降機改修工 事	建築部設備課	本工事は、既設エレベータのかご室、乗場扉・三方枠、レール等を流 用し巻上機、制御盤、操作盤、表示器具、着床装置等の制御機器の 更新を行う工事である。改修部分と既存部分は密接不可分の関係に あり、製造及び施工業者以外の者に施工させた場合、その使用に著し い支障が生ずるおそれがあるが、製造及び施工業者である三菱電機 ㈱から改修工事に関する業務を右記業者に移管しているため、施工 時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る唯一 の業者である右記業者と随意契約するもの。	26,962,100	令和5年10月12日 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

21	長崎市平和公園駐 車場昇降機改修工 事	建築部設備課	材を1771年である。 改修部分と成存部分は密接かり分の関係にあり、製造及び施工業者以外の者に施工させた場合、その使用に著しい   古時がたずるなるれがあるが、制造及び施工業者である。	所在地 福岡県福岡市博多区住吉1丁目2番25号 会社名 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 西日本 支社 代表者 役員理事支社長 徳永 俊太郎	72,600,000	令和5年10月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
22	グラバー園エスカ レータ・トラベータ年 次改修工事	建築部設備課	改修部分と既存部分は密接不可分の関係にあり、製造及び施工業者 以外の者に施工させた場合、その使用に著しい支障が生ずるおそれ	所在地 福岡県福岡市博多区住吉1丁目2番25号 会社名 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 西日本 支社 代表者 役員理事支社長 徳永 俊太郎	15,510,000	令和5年10月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
23	長崎ロープウェイ受 索輪ゴムライナー・ 客車案内棒・案内輪 更新工事	建築部設備課	本工事は、長崎ロープウェイの機械設備の一部である受索輪ゴムライナー、客車案内棒、案内輪の改修工事を実施するものである。改修部分と既設部分は密接不可分の関係にあり、製造及び施工業者以外の者に施工させた場合、その使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため、製造及び施工業者であり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 滋賀県守山市勝部町471番5 会社名 安全索道(株) 代表者 代表取締役社長 西川 正樹	20,900,000	令和5年10月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
24	長崎ペンギン水族館 非常用発電機整備 工事	建築部設備課	非常用発電機の使用において著しい支障が生ずるおそれがあり、整	所在地 長崎県長崎市五島町6番19号 会社名 ヤンマーエネルギーシステム(株)長崎出張所 代表者 所長 矢野 孝四郎	3,993,000	令和5年12月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
25	稲佐山公園スロープ カー補修工事	土木部土木建設課	当該機器は受注製作品で、製造メーカーのみが保有する特殊技術や ノウハウにより製造されており、製造メーカーのみが供給できる特殊部 品の調達が必須であり、改修部分と既存部分は施工時に一体的調整 の必要があることから、密接不可分の関係にあるため、製造業者で、 施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る 唯一の業者である右記業者と随意契約するものである。	所在地 福岡県飯塚市大分567番地 会社名 (株)嘉穂製作所 代表者 代表取締役社長 西川 達人	23,100,000	令和6年3月13日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号